商品概要説明書

マイカーローン(一般型C)

(2024年4月1日現在)

商品名	マイカーローン(一般型C)
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。
	 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳
	未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6か月前以
	降に借入申込みいただく場合を除く。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、営業用自動車、個人間
	売買に伴う資金は除きます。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については
	資金使途に含めることができるものとします。
	①自動車・バイク・除雪機(いずれも中古を含む。)のご購入資金およびご購
	入に付帯する諸費用。
	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
資金使途	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金。
	⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金(残価設定型クレジット含
	む)。
	○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
	○上記に加え、マイカーローン(残価設定型)における残価返済資金について
	は、残価額を上限としてお借換いただけるほか、自動車の売却額が残価を下
	回った場合の不足額についても、その不足額を上限としてお借換いただけま
	す。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	ただし、貸付時年齢が満20歳未満または満71歳以上の場合については、200
	万円を上限とし、満20歳以上の新卒内定者の場合については、300万円を上
	限とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者
	のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内と
	します(最大6か月)。
	ただし、マイカーローン(残価設定型)における残価返済資金をお借換する場
	合は、残価設定期間を含め 15 年 (180 か月) 以内となります。

	○佐のいだれなとり が起扣 いただけナナ		
	○次のいずれかよりご選択いただけます。		
借入利率	【変動金利型】		
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金		
	利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7		
	月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。		
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライ		
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日よ		
	り適用利率を変更いたします。		
	【固定金利型】		
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。		
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金		
	利(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1		
	日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。		
	○お借入利率には、年 0.79%または 1.35%の保証料を含みます。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ		
	ください。		
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎		
返済方法	月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額		
	して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%		
	以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。		
担保	○不要です。		
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いた		
NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	だきますので、原則として保証人は不要です。		
団体信用生命共済 (保険)	○ごを問により来する記字の日体信用を入せば(旧除)にご加えいをだけます		
	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。		
		<u> </u>	
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	年 0. 30%	
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)	 とあわせて「9大疾病補償」	
	保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加		
	算されます。		
	年 0. 60%		
手数料			
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、 次の東発手数料 (消费税等会t。) が以票です		
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	①全額繰上返済の場合…5,500円		
	②一部繰上返済の場合…5,500円		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の		
	条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。		

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融共済部(電話:0229-66-1222)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。

利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会

- ・東京弁護士会紛争解決センター(電話 03-3581-0031)
- ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話03-3595-8588)
- ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3581-2249)
- JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会

仙台弁護士会紛争解決支援センター

苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容

($\int A$ バンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記 $\int A$ バンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」 という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意 向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

その他

- ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。

なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、2,200円の電子契約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。

○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

IA加美よつば

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。